新型コロナウイルス感染症対策としても有効な

テレワークを活用しませんか

~テレワークの導入を支援します~

テレワークの効果

企業のメリット

- ■非常時に感染リスクを抑えつつ、事業の継続が可能
- ■労働者の通勤負担の軽減が図れる
- ■優秀な人材の確保や、雇用継続につながった
- ■資料の電子化や業務改善の機会となった





労働者のメリット

- ■通勤の負担がなくなった
- ■外出しなくて済むようになった
- ■家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- ■集中力が増して、仕事の効率が良くなった

支援メニュー

- 1 相談窓口 2 セミナー・説明会 3 補助金・助成金
- 4 その他テレワークガイドラインに関するお役立ち情報

☆テレワークに関する情報は、熊本労働局ホームページに掲載し、随時更新しています。

(https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/home.html)

↓テレワーク特集ページはこちらです↓

(https://isite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukvoku/newpage 00073.html)

令和3年11月

働き方改革推進熊本地方協議会

1 相談窓口

(1)テレワーク機器・システム、セキュリティ

相談機関名	相談内容	お問い合わせ先
テレワークマネージャ 一相談事業 (総務省委託事業) (相談無料)	・テレワークの効果/システム導入方法/セキュリティ対策/テレワーク導入に係る支援策 等・Web 会議・電話または派遣訪問 (新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によって派遣訪問を中止する場合あり)・コンサルティング費用:無料(通信費は実費負担)	株式会社 NTT データ経営研究 所 テレワークマネージャー相 談事業事務局 〇電話:044-299-7084(平日 9 時〜17 時) 〇メール:twm@nttdata- strategy.com
テレワーク相談センタ ー (厚生労働省委託事 業) (相談無料)	テレワークに関する様々なご相談に無償で対応します。 テレワークのご相談に電話・メールで対応します。	○メール: sodan@japan- telework.or.jp ○電話:フリーダイヤル 0120-861009 開設時間:9:00~17:00 (土・ 日曜、国民の祝日を除く)
テレワーク支援プロジェクトチーム (熊本県連携協定:一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会と特定非営利活動法人 NEXT 熊本)(相談無料)	テレワークを行うために必要な ICT(情報通信技術) に関する相談から、体験・導入まで対応します。	OURL: https://kisia.gr.jp/telework Oメール: info@kisia.gr.jp

(2)テレワークに関する労務管理等

相談機関名	相談内容	お問い合わせ先
テレワーク相談センタ ー (厚生労働省委託事 業)	テレワーク導入を検討中の企業に対して、労務管理 のオンラインコンサルティングにも5回まで無料で 対応します。	○メール: sodan@japan- telework.or.jp ○電話: フリーダイヤル 0120-861009 開設時間: 9:00~17:00 (土・日曜、国民の祝日を除 く)
働き方改革推進支援センター (熊本労働局委託事業) 熊本労働局 雇用環境・均等室	働き方改革の推進のため、テレワークを始め、働き方改革に関する法律、就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、労働関係助成金の活用等について助言・提案などの相談支援を行います。企業訪問(1社あたり最大6回)/電話・メール/センター来所/出張相談会働き方・休み方改善コンサルタントが労働時間や助成金制度に関する個別相談から、説明会や研修会の	○電話: 0120-041-124 ○メール: hk43@mb.langate.co.jp OURL: http://熊本働き方改革 推進支援センター.site ○電話: 096-352-3865
総合労働相談コーナー 熊本労働局及び 熊本県下6か所の労働 基準監督署に併設	講師など、自主的な取組みのお手伝いをします。 職場のトラブルに関する相談等あらゆる分野の労働問題に関する相談先です。 (例:テレワークを行うことで人事評価や費用負担に関する相談を行う場合等)	最寄りの施設は下記二次元コードからご覧ください

労働基準監督署	賃金・労働時間・解雇等に関する法令違反、事故・災	最寄りの施設は下記二次元コー
熊本県下6か所	害が発生したときなどの相談先です。(例:テレワー	ドからご覧ください
・熊本労働基準監督署	ク中の残業代が支払われない、テレワーク中にけがを	
・八代労働基準監督署	した場合の労災補償給付の相談の場合)	
・玉名労働基準監督署		73.86E-20
・人吉労働基準監督署		
・天草労働基準監督署		2004263
・菊池労働基準監督署		INTERNACIONALE
熊本産業保健総合支援	テレワークによる孤立によるストレスの発生、家庭で	○電話:096-353-5480
センター	の仕事を行うということでの運動不足等の健康問題	
	に関する相談。	
熊本県よろず支援拠点	ITや資金繰りに関する相談。	○電話:096-286-3355
	※「よろず支援拠点」は経済産業省・中小企業庁が全	
	国に設置する経営相談所です。	

2 セミナー・説明会

セミナー等名	日時・内容	お問い合わせ先
テレワークセミナー (厚生労働省委託事 業) (参加費:無料。 発生したデータ通信料 は、参加者負担)	【日時】令和3年11月24日(水) 13:00~16:00 【対象】テレワーク導入やテレワーク活用の働き方に興味のある事業経営者、人事・労務管理担当者 【内容】①テレワーク導入事例の紹介、②テレワーク導入企業 の体験談、③テレワーク実施時の労務管理上の留意点、④情報 通信技術面における留意点	一般社団法人日本テレワーク協会「厚生労働省主催テレワークセミナー」担当 〇電話:03-5577-4572
生産性向上人材育成支援センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部熊本職業能力開発促進センター(ポリテクセンター熊本)内	事業主(受講者)が抱える課題やニーズに合わせてオーダーメイドで訓練コースを設定して実施することができます。従業員の人材育成に関するご相談やご要望がございましたら、お気軽にご相談ください。 【講習内容】 1 テレワークを活用した業務効率化 ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用でき柔軟な働き方ができるテレワークを活用し、業務を効率的に進めるための方法と技術を習得します。 2 テレワーク活用 テレワーク時に必要なコミュニケーション方法、ソフトの活用方法、各種ソフトの使い方やそれらを活用した業務の効率化や生産性向上の方法について習得します。 ※ 基本項目は必須としますが、主な内容や演習、応用・実践要素は、ご要望に応じてカスタマイズすることが可能です。 なお、訓練時間によっては、上記の全ての内容を実施できるものではありません。 【日程設定と受講料】(例) (1) 1日(6時間)コース 3,300円(税込) (2) 1日間(12時間)コース 5,500円(税込) ※ 金額は、1名あたりの受講料です。※ 6~30時間の間で設定可能です。	○電話:096-242-0394
テレワークセミナーin 九州 総務省九州総合通信局	「テレワークセミナーin九州 ~ワーケーション活用 ウェルビーイング向上推進~」を開催します。 【演題】 ①「自然豊かな環境の中で心身を整えるワーケーションの取組」	下記二次元コードから応募フォームで申 し込みください
を加費:無料といっても参加できます。 となたでも参加できます。	②「ワーケーションと多様な働き方の事例紹介」 【日時】12月2日(木)13:00~15:30 オンライン開催 【期限】令和3年12月1日 【問合せ先】 総務省テレワーク・サポートネットワーク事務局 TELO44-299-7028(平日9:00~17:00) https://teleworksupport.go.jp/	

3 補助金·助成金

名称	支給内容	お問い合わせ先
IT 補助金 「特別枠 D 類型(テレワ ーク対応類 型)」	【支給目的】 生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型の IT ツールの導入を支援。 【支給要件】 ・対象者:中小企業者・小規模事業者等 ・補助下限額〜上限額:30万円〜150万円 ・補助率:2/3以内 ・補助対象経費:ソフトウェア費・導入関連費・ハードウェアレンタル費 ・公募期間: 四次締切:令和3年4月7日 〜 同年11月17日(17時)。 11月17日の締切後も五次公募の締切を12月中に設ける予定。	九州経済産業 局 デジタル 経済室 ○電話:092- 482-5552 (平日)
人材確保等支援助成金(テレワークコース)	【助成対象となる取組】 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更/外部専門家によるコンサル ティング/テレワーク用通信機器の導入・運用/労務管理担当者に対する研 修/労働者に対する研修 【助成対象となる取組の実施期間】 テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで 【評価期間】 ①機器等導入助成…計画認定日から起算して6か月以降の連続する3か月間 ②目標達成助成…機器等導入助成の評価期間初日から1年を経過した日から起算した3か月間 【支給額】 ①機器等導入助成:支給対象経費の30% ②目標達成助成:支給対象経費の20%(生産性要件を満たした場合は35%) ※①、②とも100万円又は20万円×対象労働者数のいずれか低いほうの金額が上限額	熊本労働局 雇用環境・均 等室 ○電話:096- 352-3865 (平日 8:30 ~17:15)

4 その他テレワークガイドラインに関するお役立ち情報

項目	内容	お問い合わせ先等
テレワークガ イドラインに ついて	テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン (テレワークガイドライン)の内容が記載されています https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf	熊本労働局 雇用環境・ 均等室 ○電話:096-352-3865 (平日8:30~17:15
テレワーク実 施時に事業者 が活用すべき 管理項目チェ ックリスト	テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト(事業者用)です。 右の二次元コードからチェックリストをダウンロードすることが可能です	
テレワーク実 施時に事業者 が活用すべき 管理項目チェ ックリスト	自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)です。 右の二次元コードからチェックリストをダウンロードすることが可能です	

資料作成:働き方改革推進熊本地方協議会事務局(熊本労働局雇用環境・均等室)